

第 205 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 205 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 1 月 20 日（金）14:00～15:36
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 国有林の間伐事業（林野庁）
- 防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務（防衛省）
- 海外移住資料館の管理・運営業務（（独）国際協力機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、加藤専門委員

（林野庁）

国有林野部業務課 川端課長、鶴園企画官、井口課長補佐、尾山企画官

（防衛省）

経理装備局艦船武器課需品室 伊藤室長、酒井先任部員

航空幕僚監部総務部 会計課 高橋経理班長

装備部 補給課 藪田計画班長、阿部補給 1 班長、坂本班員

調達室 山本調達 2 班長

（（独）国際協力機構）

中南米部 小林部長

総務部総合調整課 子浦企画役

横浜国際センター 吉浦所長、市民参加協力課 米林課長

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 205 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、林野庁の「国有林の間伐事業」、防衛省の「航空自衛隊事務用品調達業務」、独立行政法人国際協力機構の「海外移住資料館の管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「国有林の間伐事業」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、林野庁国有林野部業務課川端課長に御出席いただいておりますので、平成 23 年度開始事業の実施状況等を踏まえた実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○川端課長 御紹介いただきました林野庁の国有林野部業務課長の川端でございます。よろしくお願いたします。

まずはじめに私から冒頭ちょっとお話を申し上げまして、担当に細部を説明させていただきたいと思います。

おかげさまをもちまして、23 年度は、公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームにより、私ども国有林において初めて複数年契約による間伐事業を導入することができました。これまでの間、いろいろと委員の方々には大変な御指導をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

23 年度は、予定した箇所が 10 か所あるわけですが、既に 9 か所で契約を締結しております。残る 1 か所も、現在審査中でありまして、近々、契約の締結を予定しているところがございます。契約をしている 9 か所のうち 8 か所で、既に作業に着手しております。23 年度は、今、そういった状況ですが、一方で、平成 24 年度の導入についても検討をしておるわけでございます。昨年度の東日本大震災あるいは福島原発事故、そういった影響が山の方にも残っている中で、いろいろと対象箇所を検討しまして、何とか全国で 6 か所を選定したところがございます。23 年度の実行を通じて幾つかの課題も見つかったところでありまして、こうした点についても御説明をさせていただきまして、今後、24 年度に向けて民間競争入札をよりよい方向に進められるよう、23 年度の入札状況を踏まえた実施要項の見直し、対象箇所等、御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願したいと思います。詳細は、担当から御説明をさせていただきます。

○尾山企画官 担当の尾山と申します。御説明させていただきます。

お手元には、説明のポイントを整理した「入札監理小委員会説明資料」の資料 A-2 と、関連する状況を整理した参考資料の資料 A-3、こちらの 2 つを御用意させていただいております。これに基づいて説明させていただきます。

まず、本年度の実施状況について御説明させていただきます。資料 A-2 「入札監理小委員会説明資料」の 1 ページをご覧ください。資料 A-3 の参考資料の 1 ページも併せて御参照いただければと思います。

最初に、「入札関係資料の交付状況」は、参考資料の 1 の真ん中辺り、「配布・閲覧数」の欄をご覧ください。全体で 57 社、平均では 5.7 社からの申出を受け、資料を交付しており、比較的多くの民間事業者が本事業に関心を示したところです。特に、近畿中国森林管理局は、交付数が最大の

14社となっておりますが、実施箇所以外の県に所在する民間事業者も資料を入手しています。これは、複数年契約で行う初めての間伐事業であり、公共サービス改革基本方針などから、今後、地元地域での事業展開が予見されることもあり、事業内容等を確認するために資料を求めた事業者が多かったものと考えられます。

続きまして、企画提案書の提出状況ですが、初めての複数年契約事業で契約額も、これまでの単年度の事業と比べて大きくなっているにもかかわらず、企画提案書の提出は平均 2.5 社、応札者は平均 2.4 社となっております、これらの各森林管理署で昨年実施された通常の間伐事業の平均応札者数 2.5 社と同等の水準を維持できております。

次に、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくするために、今回の民間競争入札では、公告等の期間を長期に設定しました。参考資料 2 のグラフをご覧ください。公告から入札までの期間と企画提案書の提出状況をグラフで表したものです。今回、期間が長ければ、企画提案書の提出が増えるといった相関は特に見られませんでした。

「入札結果」でございます。参考資料 3 の上段の表をご覧ください。これは四国局を除く契約済みの 9 か所の平均落札率です。今回の民間競争入札では約 90% となっております。今回、民間競争入札を導入した森林管理署における昨年度の通常の間伐事業の平均落札率、これは参考に示してありますが、これとほぼ同等でした。ただし、民間競争入札による事業は事業規模が大きいことから、予定価格積算段階で、間接費の占める割合が抑制されるため、実質的にはより低廉な落札を達成しているのではないかと考えられます。

初回入札が不落となったのは、東北森林管理局三八上北署、四国森林管理局愛媛署で、また、一者応札となったのは、東北森林管理局最上支署及び四国森林管理局愛媛署ですが、参考資料 3 の下段の表をご覧ください。これらは、ともに事業規模が大きく、競争参加資格を A 及び B 等級の民間事業者としておりました。今後は、地域の民間事業者の実態も踏まえつつ、競争参加資格の等級区分の取扱いについて検討することも必要ではないかと考えております。

この一者応札となった、東北森林管理局最上支署、四国森林管理局愛媛署では、入札資料を入手し現地見学にも参加した事業者に対して、企画提案書の提出を見送った理由について聞いております。そちらが参考資料 4 になります。この中で特筆されるのは、既に一定の間伐事業量を確保しており、初年度の事業予定を組みにくいとの意見が出ております。このことは、本事業の入札が秋口になったこと、それまでの間に他の事業を受注できていたことから、このような意見が出たのではないかと考えられます。

以上、本年度の実施状況について御説明させていただきました。

続きまして、平成 24 年度の実施要項（案）について御説明させていただきます。先ほどの資料 A-2 の 2 ページに基づいて説明させていただきます。

まず、対象箇所ですが、本体資料、実施要項（案）では 21 ページになります。こちらを御参照ください。平成 24 年度については、四国森林管理局を除く 6 森林管理局で各 1 か所を設定し、全国で 6 か所の実施を予定しております。今回、四国森林管理局で設定できなかったことについて、資料 A-2 の資料 3 にとりまとめました。こちらに基づいて説明させていただきます。

四国森林管理局は、他局に比べ国有林の面積が少なく、森林計画区も他局平均の半分である 12 森林計画区しかございません。このような中で、実施箇所の設定に当たっては、複数年契約が可能となるよう、森林計画区の有効な期間が 3 年以上残された 4 つの森林計画区の中で検討をしてきましたが、人工林が分散した計画区も多く、選定対象となったのは、その中の東予森林計画区佐々連尾山国有林のみでした。しかし、同計画区には森林施業を規制する「保護林」や、「保護林」とその間の森林をつなぎ、貴重な動植物を保全する「緑の回廊」が設定されており、選定対象となった国有林は「緑の回廊」のエリア内となっていました。加えて、このエリア内には、環境省のレッドリストに指定された猛禽類のクマタカ等の希少野生動植物が生息・生育しているとされ、仮に検討箇所周辺でクマタカ等の営巣が確認された場合には、事業を中止する必要性が生じます。このため、事業の企画段階から厳しい要求があり、実行段階でも緊急的な対応を余儀なくされる可能性が高いと見通され、民間事業者の創意工夫を引き出す企画提案と、これに沿った複数年間の継続的な事業実行に相当の困難性が予見されるところです。こういうことを踏まえまして、今回は四国森林管理局については導入を見合わせたところです。ただ、四国森林管理局内においても、次期の 25 年度、26 年度には、管内でも人工林が多くまとまって分布する四万十森林計画区、安芸森林計画区がそれぞれ対象に加わるようになっており、選定しやすい環境になると考えております。

続きまして、資料 A-2 の「平成 24 年度実施要項（主な変更点）について」に戻っていただきまして、2 つ目でございます。入札実施手続きについて、公告から入札までの標準的な日数を、今回 130 日程度から、80~100 日程度に見直すこととしております。実施要項（案）では、9 ページ及び 22 ページになります。御参照ください。これは、先ほど御説明した一者応札となった箇所で、秋口になってからの契約では、それまでの間に間伐事業を一定確保しているなどから、初年度の事業設計が難しいなどの意見がありましたので、その対策として、公告から入札までの期間を短縮する方向で見直すことにより、早期契約となるよう措置したものです。なお、主に、企画提案書の提出後の手続期間について見直しており、参加を検討している民間事業者への負担はほとんどないものと考えております。

その他、公共サービス改革法第 7 条第 8 項に規定する評価の時期、及びそのための資料の提出時期等を事務局の指示により明記しました。こちらは、実施要項の 18 ページ及び 19 ページになります。

また、このほかに、受注者が契約後に提出する事業計画の添付書類のうち、契約書の添付書類と重複するものについては省略できる旨を明記しました。これは実施要項の 44 ページになります。

更に、従来の実施状況に関する情報として、平成 22 年度国有林間伐推進コンクールの表彰事例を 3 件追加しております。こちらは実施要項（案）の 26 ページになります。

なお、最後になりましたが、平成 23 年 12 月 26 日から 24 年 1 月 9 日にかけてパブリックコメントを実施しましたが、質問・意見等はありませんでした。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、変更点のうちの対象箇所、平成 24 年度は 6 か所であることと、それから、四国森林管理局が導入されなかったということですが、昨年 7 月 15 日に閣議決定した公共サービス改革基本方針別表では、各森林管理局でそれぞれ 1 か所程度、全国で 7～10 か所となっております。平成 23 年度は 10 か所行われたわけですが、今回は 6 か所ということと四国局が落ちている。その説明はなされましたけれども、これはあくまでも 24 年度に限りこういう状況になったということで、別表に掲げた 7～10 か所は、今後きちんと履行されるということによろしいでしょうか。

○鶴園企画官 今回は、四国局を先ほど申し上げた事由で見送ったのですけれども、再来年度は四国局でもしっかり選定していきたい。また、ほかの局でも、震災の影響等があり、なかなか厳しかったのですけれども、今後、可能なところは複数の箇所を選定することも念頭に置いてしっかり確保していきたいと思っています。

○逢見副主査 四国局で導入できない理由として、「緑の回廊」のエリア内で希少野生動植物が生息しているということでしたが、これは別に四国局に限ったことではなくてあり得るわけですね。リスクと言っていいのかどうかはわかりませんが、そういう場合に事業ができなくなる可能性もあるわけですが、それも織り込んだ上で今のような回答ということですか。

○鶴園企画官 勿論、そうでございます。

○逢見副主査 わかりました。

○川端課長 「緑の回廊」とか、そういう希少野生動植物の生息などが予見される場所は極力外すような努力をしたいと思っていますが、四国局の場合、先ほどの資料の図面で見ただけのように、脊梁山脈周辺にあって、今回計画している愛媛県では非常に国有林が少ないものですから、どうしてもそういうものとバッティングしてしまいまして、結果としてそのようになったということでございます。極力、選定の段階から、事業の途中でそういった事案が出ないような箇所を今後は選定をしていきたいと考えております。

○逢見副主査 それから、もう一点、資料 1 で示された、一者応札のあったところの聞き取りで、その理由が、既に本年度分の間伐事業を一定確保できており、特に初年度の事業予定を組みにくい等の意見があった。これを踏まえて、今回、入札の実施手続を短縮して 80～100 日程度にしたということですが、このことによって民間事業者の一者応札が改善し、より競争性が高まると考えていいということですか。

○鶴園企画官 通常の間伐も含め、事業の発注は春先と秋口辺りで行います。ですから、今年は初めての実施で、10 月あるいは 11 月といった入札日もあったのですけれども、その時期になりますと、事業者は、春の受注あるいは秋の受注で、その年の事業をかなり確保している状況にあるものですから、仮にこの複数年契約を落札しても、初年度は、なかなか労務を充てにくいいため、事業に参加しにくい状況になってしまうということで、通常の間伐事業の秋の発注の前にこの事業を発注することで競争性を高めようということでございます。そのために、公告から入札までの期間、これは発注者である私どもがやる事務処理期間、のところを短縮して、民間事業者の企画提案の部分は時間を残した上で、全体の期間を短くしたということでございます。

○逢見副主査 私からは以上です。

○加藤専門委員 3点あります。まず1点目が、先ほどお話が出ました四国の件で、これは一つの考え方ということでお聞きいただきたいのです。これが可能かどうかということの御意見を伺いたいという趣旨です。例えば、事業の中止の可能性があり、それが理由で今回は選定しなかったと、端的に言うてしまうということかなと思いますが、事業が中止になった段階で、その時点で契約は終了、それまではこの作業をやっていただくというような契約形態はできないものなのか。できないならできないで、その理由を知りたいと思います。例えば人体に与える影響があるとか、作業員を危険な目に遭わせてしまうとか、そういった理由があるのであれば、なるほどということですが、そういった検討もなされたのかどうか、それをお尋ねしたい。これが1点目です。

2点目が、不落箇所及び一者応札の箇所については、今後の検討課題として、競争参加資格の等級区分の取扱い、これは十分練り込んでいかなければいけないというお考えをお聞きしましたが、具体的にどういう方向性で検討をされているのか、これも御参考までにお聞かせいただきたい。

3点目が、パブリックコメントを出された期間が、12月26日～1月9日まで。これは年末年始で、一般的にはお休みの方々が大変多い。質問等が1件もなかったということで、当たり前と言えば当たり前かなと思いますが、この期間を工夫することは実務的にできなかったのでしょうかということと、あとは、今後どういうふうにお考えですか。

以上、3点をお願いします。

○鶴園企画官 1点目ですけれども、仮にクマタカが確認された段階で止めることは可能だろうかという問いでしょうか。

○加藤専門委員 はい。

○鶴園企画官 実は、クマタカの活動を考えますと、ペアリングはもう始まってしまっていて、春先に営巣して、ひなを育てて、巣立ちするのが8月くらいになります。12月から8月という1年のほとんどが影響してしまいますので、契約を結ぶこと自体が複数年ではやりにくいと判断したのです。1年ごとであれば、確認しながら進めていくこともできますが、複数年ではどうかなということですね。こういったところは単年度でやらざるを得ないのかなと考えております。ただ、間伐自体をやらないと森が傷んでしまいますので、営巣終了後のわずかな時間にこなせる範囲で実施します。状況によっては3年で済むところが、4年、5年と長期間かかるかもしれませんけれども、そういう対応ですすめざるを得ないのかなと判断しました。

それから、2点目は、先ほどの参考資料の3ページの下段の表で、不落となった三八上北署、愛媛署の箇所は、事業的にはAクラスということで大きい。その事業規模に対応する入札参加資格の等級では通常はAになります。労確法に基づく認定事業者であればBまで上げられるという規程がございましたので、AからBとしたのですけれども、契約担当官である署長の判断でもう一段上げることができるということで、事業規模からみれば同じAでも、A、B、Cとしている署がございまして。こういう対応をできるだけとるようにしたいのではないかと考えており、そういう方向で等級区分を検討していこうということでございます。

それから、3点目は、本当に申し訳ございませんでした。私どもの事務が遅くなって、こういう時期にパブコメをかけざるを得なかったということで、申し訳ありませんでした。来年は、もう少

し通常の範囲で期間を設定したいなと思っております。

○加藤専門委員 3点ともよく理解できました。1点目のことだけ確認させていただきます。単年度契約と複数年度契約で使い分けることなどは全く考えられないことなのか、あるいは、可能なことなのか。これは事務局にお聞きした方がいいですか。

○事務局 基本的には、今回、この事業が選定された背景には、複数年度の事業期間を設定して林業の高度化を図っていくことや担い手の育成の観点から、複数年度の大きな事業ができる場所を選んでいただいているという趣旨であると思います。それとは別に、先ほど言った、それぞれ場所の事情によって単年度の事業を設定していただいているものもあるという理解をしております。

○加藤専門委員 基本方針で7~10か所が出ています。単年度にすれば7か所になるということであれば、むしろ、その方針に沿った形になるのではないかと素朴に思うのですが、実務的にそれが可能かどうかは、ちょっと私もわからないで言っていますが、一つの検討材料になるのではないかと思いますので、申し上げました。

○事務局 当方としても、林業の育成もあって、基本的には、複数年度にわたる契約で実施に適する箇所として7~10選定いただくという基本線に沿って林野庁さんと協議していきたいと考えております。

○川端課長 先ほど御説明したように、今回の四国局は特別な事例だったと受けとめています。飛んで移動する動物相手なので対応は難しいのですが、そういう事前情報も私どもは持っておりますので、来年度は対象箇所の選定の段階からしっかりと見ていきたいと思っております。「緑の回廊」や「保護林」ですと、希少な動植物が多いのですが、いわゆる猛禽類の生息情報は余りオープンにされないで、私どもも現場に入って初めてわかるという状況にあるものですから、十分御指摘を踏まえて、実施方針に沿ってやれるような方向で検討していきたいと思っております。

○佐藤専門委員 今、加藤委員の御質問のあった2点目の(参考資料3)の「入札参加資格と入札状況」で、入札が不落になってしまうものの防止対策として、公告の等級で、C級を加えるという話がありました。最終的に伺いたいのは、公告の等級をA、B、C、Dとだんだん落としていくことと、そもそも最終的に伺いたいのは、ここを広げることによって、最下級の等級の応募者が落札した場合の業務履行能力に対する懸念はないのでしょうかということをお聞きしたい。

あと2つ。予定価格が大きいことは、多分、対象面積が広いとか、いろいろ事業実施上の落札者に要求される能力的なことがいろいろ高いのだと想像するのですが、そういう想像でよろしいのかどうかということと、公告の等級がA、B、C、Dは、例えば、建設業で言うところの経営審査点数みたいな、そういう区分が御庁の場合にもあるのか、これは何を基準に分けているのですか。

○鶴園企画官 1点目は、御指摘のような懸念も考えられるところでございまして、契約担当官である署長がD等級を含めた地域の事業体をよく承知していますので、大丈夫だと判断したときには広げるというような形でやっております。

2点目は、全省統一の等級区分がございまして、林産事業は「物品の製造」という分野になりませんが、それで一定の審査を行って、例えば、その事業体が90点以上のときにはA等級とかB等級とか、点数によってクラス分けしております。これを準用しながら、国有林でも、事業者を

A等級、B等級、C等級に区分して、それを入札参加の条件にしているという資格です。

○川端課長 事業者の経営状況とか、資本とか、あるいは、工事の受注実績とか、そういったものをすべて点数化して、それが何点以上のところがA等級、B等級と区分されます。結果的には、しっかりした事業体で、これまでも大きい規模の事業を履行してきた、そういったところがA等級からC等級にいるわけですね。そういった中で、繰り返しになりますけれども、対象になるのは地域の事業者ですので、その点を一番承知しているのは現場の契約担当官であります森林管理署長でございますので、競争性と履行能力を照らし合わせながら、入札参加資格の等級を決めます。今回も、A、BのところからA、B、C、Dのところまであるわけですが、そこは地域によって若干違います。例えば、九州と四国の事業者とでは、若干違うのですけれども、その辺を見比べながら広げたり限定したりしております。いずれにしろ、しっかりと事業を履行してもらわなければいけないわけなので。

ただ、1点問題としては、応札が少ないことです。私どもも、常々、一者応札とならないよう、競争性を高めなさいという指導をしております。事業者の能力は、おのずと企画提案の中で差はついてくると思いますので、まず、応札自体を少し増やしていく方法とし、入札参加資格の等級も地域の実態を見ながら設定していかなければいけないのかなと考えているところでございます。

○小林副主査 それでは、時間となりましたので、審議はここまでとしたいと思いますけれども、事務局から、何か確認することはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告書の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

林野庁におかれましては、今回は7か所のところを6か所にやむを得ずなりましたけれども、今後は、基本方針に基づいて、計画的に7～10か所を実現していただきたく思いますし、また、林業の分野の担い手の育成ですね。それは、結局、参加していただいて、競争性を高めることにもなりますので、担い手の育成も含めて、この事業を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。パブリックコメントの時期については、十分お気をつけいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はありがとうございました。

(林野庁退室、防衛省入室)

○小林副主査 それでは、続きまして、「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、防衛省経理装備局艦船武器課需品室石田室長に御出席いただいておりますので、平成**23**年度事業の実施状況等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は**15**分程度でお願いいたします。

○石田室長 防衛省の艦船武器課需品室長をしております石田でございます。本日はよろしく願います。

本件については、航空自衛隊の第**1**補給処の談合事案を受けまして、公共サービス改革基本方針の中で、**22**年度の重要方針の**1**つとして採択されております。また、同時に、防衛省の同じ談合事案の調査報告書が一昨年**12**月に出しておりますが、その中で、今後の改善事項の**1**つとして、重点項目とされているところがございます。**23**年度、本年度より開始いたしまして、引き続き、**24**年度についても実施を予定しております。

本日は、現在履行中の**23**年度事業についての契約の概要、それから、**24**年度実施要項（案）について、**23**年度との違い、変更箇所等、それから、先に実施いたしましたパブリックコメントの結果について御説明をいたしまして、御意見を賜りたいと思っております。

詳しい内容については、航空自衛隊の担当者から説明をさせますので、よろしく願います。

○坂本補給1班員 それでは、私から説明させていただきます。

まず、説明に先立ちまして**1**点、要項（案）の訂正をさせていただきたいと存じます。要項（案）**5**ページの「**3** 実施期間に関する事項」中、開始時期「平成**24**年**4**月」とありますところは、「**6**月」の誤りでございますので、**1**点訂正をお願いいたします。

それでは、早速御説明させていただきます。

1ページめくっていただいて、目次であります。説明項目は、ご覧の**4**項目です。

めくっていただきまして、まず、本事業の概要について御説明させていただきます。対象物品は、航空自衛隊の使用する事務用品約**480**品目でございます。

対象基地は、**72**基地です。

依頼する業務は、調達業務及び報告書の作成業務です。

求められるサービスの質は、空自が商品を発注しやすい**web**カタログの作成、商品の遅滞ない発送、代金の請求に当たり空自の点検が容易な書類の提出、空自からの問い合わせに対する迅速な対応、空自が確認しやすい調達実績の報告、空自の示す受注上限を超えての受注の防止です。

閣議決定上の実施時期は、**23**年度及び**24**年度です。また、**25**年度も引き続き実施を予定しております。

めくっていただきまして、次に、**23**年度の契約状況について御説明いたします。

入札については、平成**23**年**8**月**31**日に実施いたしました。

応札については、落札者のビズネット株式会社を含めて**5**者でありました。

落札金額は、約2億7,700万円でした。

落札率は、約60%でございました。

予定価格については、標準資料の掲載価格、インターネット等の市場価格等を踏まえて算定したものです。

めくっていただきまして、次に、23年度実施要項からの主な変更点について御説明いたします。なお、時間の都合上、細部の御説明は省略させていただくことを御容赦ください。

まずNo.1は、アクセス制限を強化するため、防衛省に割り当てられた3個程度のグローバルIPアドレスのみ接続可とすることを仕様として求めました。

続いて、No.4です。業務提供の実施態勢が整っている者、あるいは整えられることが証明できる者であることを参加資格として規定いたしました。

めくっていただきまして、続いて、No.5です。No.4で御説明いたしました資格要件について、共同体で入札する場合の要領を明確化いたしました。

続いて、No.6です。政府調達の手続として、官報公示を行うため、スケジュールを追加いたしました。

めくっていただきまして、No.10です。入札条件等を見直す場合について、提案書、評価基準をすべて満たす入札参加者がなかった場合の記述を削除し、記述を整理しました。

No.11です。24年度は、立入禁止区域への納入を想定していないため、不要な要求事項を削除いたしました。

めくっていただきまして、No.12です。事業の評価に関して、細部を明確化いたしました。

要項の変更については、以上であります。

めくっていただきまして、最後に、パブリックコメントの募集結果等について説明いたします。募集要領・募集結果については、ご覧のとおりであります。

めくっていただきまして、実施要項（案）の変更に関する御意見・御質問の一部です。御意見を大きく分けて、webカタログの仕様に関するもの、商品及び納品に関するもの、契約、支払に関するもの、及び評価に関するものでした。

Webカタログの仕様に関するものについては、アクセス制限について、具体的な機器構成、仕組みを記載すべき。写真・文字の大きさを記載すべき、等の御意見がありました。

商品及び納品に関するものについては、プライベートブランドも認めるべき等の御意見、納品書の送付期限はあるか、商品の入数やセット数は、品目リストと異なってもよいとの御質問、及び参考品の製造中止情報をお寄せいただきました。

契約、支払に関するものについては、官の指定する納品書、発注書、調達実績報告の提出を省略させてもらいたい。代金請求は月ごとにすべき等の御意見がございました。

評価等に関するものについては、環境に配慮した商品や配送方法の観点を評価に盛り込むべきとの御意見、及び、今回入札参加資格とした業務実施態勢が整っている者あるいは整えることができる者についての具体的証明手段等について御質問がございました。

以上、パブリックコメントの概要を御説明いたしましたが、19件の御意見・御質問を踏まえて、

実施要項（案）を修正しております。

表のNo.1 について、納品書の提出期限に関する質問を受け、期限を明確化する記述を追加いたしました。

表のNo.2 について、メーカー製造中止情報をもとに確認の結果、製造中止となっていなかった1品目を除き、参考品を見直し、修正しております。

以上、2点については、要項（案）に反映いたしております。

以上で、説明を終わります。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問をお願いいたします。

○加藤専門委員 要項（案）の4ページの（6）の「代金の請求及び支払」で、これは確認だけです。アで、「代金の請求」として、四半期ごとにとりまとめて請求する。パブコメの中の1つとして、いわゆる月次請求・月次支払にしてほしい旨のコメントがありましたが、それについては、四半期ごとで行います。つまり、支払も四半期ごとですよということの理解をしているのですが、それでよろしいかということですね。確認だけです。

アの2段落目の「請求書には」と書いてあります。そこから3行下で「納品書の写しを添付し、各四半期の終了する月の翌月の5日までに提出すること」これは請求書を提出するということだと思います。更に、その下、「代金の支払」。結局、この請求書を受領してから30日以内に代金を支払う。これは、解釈の仕方によっては、例えば、四半期末、6月末、9月末、12月末、3月末ですね。その各四半期月末日の請求日付で、同日に到着しましたと、同日適法であることの確認を行って、その請求書を受領した場合には、これは30日以内の代金の支払いですので、翌月末までには払っていただけると、そういう解釈もできると思うのですね。そういう解釈もできるという理解でよろしいかということですね。

といいますのは、「30日以内」という言葉の意味ですけれども、例えば民間の契約でよくありますのは、「翌月末までに支払いますよ」とか、そういう言葉を使うケースも多いかと思います。「30日以内」は、ぴったり30日以内の支払いだと思いますけれども、その辺まで意識された文言の使い方になっているのでしょうか。ちょっと実務的で、細かい質問ですが、代金の支払で、事業者からしますと、非常にシビアなところだと思いますので、一応確認させてください。

○高橋経理班長 30日以内という規程につきましては、支払遅延防止に関する法律の中で「30日以内」が基準になっていますので、そういった設定にさせていただいております。それでよろしいでしょうか。

○加藤専門委員 その点は、結構です。

最初の質問については、いかがでしょうか。翌月の5日までに請求書は提出がなされると書いてありますね。ということは、当月末に請求書を送付した場合には、そこからちゃんと30日以内の支払をしてくれるのでしょうかということの確認です。

○高橋経理班長 そのとおりになります。正当な請求書を受領して30日以内に支払をするということで間違いありませんので、5日にしますと、それから30日間の間に必ず支払をすることにな

ります。

○加藤専門委員 当月末日で請求がなされて、当月末で「請求を受け取りました」といった場合には、逆に言いますと、そこから**30日**ですから、翌月に。

○高橋経理班長 翌月末までに支払うという形になります。

○加藤専門委員 むしろ、5日間のアローワンスは、請求実務手続の期間を御配慮なされて、相手に使うというふうに書かれているという解釈でよろしいですか。そうだと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○高橋経理班長 はい。

○加藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主査 パブコメの中で、納品書7部をもう少し削減できないかというのがあって、紙のコストや環境負荷等が書いてありますけれども、対象が文房具とかそういうものなので、もう少し何か簡素化は今後考えられないのかなという感じはしますけれども、やはり必要ですか。

○阿部補給1班長 発注書とか納品書といった紙での要求をしているものについては、発注に係ります給付の受領の事実確認のために必要な書類であります。ただ、その省略の可否については、本事業の運用状況とかを踏まえて、今後も継続的に検討をしていきたいと考えております。現時点では、必要ということで考えてございます。

○逢見副主査 わかりました。

○佐藤専門委員 回答に差し支えがあるようだったら、この場では回答していただかなくて結構ですけれども、「席上配布」と書いていただいたパワーポイントの資料の2ページの「平成**23**年度事業の契約状況」の落札率が**60.2%**だと。**23**年度の契約状況の落札率は、今度の**24**年度の実施要項（案）の中で、当然、国の案件ですので、予定価格の公表はないと理解していますし、事後にも、**23**年度の調達予定価格がこういう形で、今後の業務における予定価格を推測させるような形を出してはいけないというルールもあったと思います。私が伺いたかったのは、要するに、用意した予算との**40%**の開きの原因をどのように分析されて、今回の**24**年度の業務実施に伴う予算の措置について、この情報はどんな形で取り扱われるのかということをちょっとお伺いしたかったのですが、多分、非常に難しいことをお聞きしていると思いますので、今、この場で聞かせていただけるのは差し支えない範囲で、要するに、**24**年度の予定価格がどういうふうに設定されるかについて、この議事録も公開されると思いますので、応募者の方に対してそういう情報が伝わらないような限度で教えていただければ結構です。

○山本調達2班長 **24**年度の予定価格の算定の考え方については、現時点では、まだ確たるものはありません。ただ、**23**年度の落札率等を当然踏まえた形で総合的に判断するという形になろうかと思えます。現時点では、この程度しかお答えできないので、申し訳ないです。

○小林副主査 単純に考えて、これは単なるバジェットの額であって、それに対して、実際に発注して、払った金額はこれだったという、そういう理解の方が正しいのではないですか。ここで、「予定価格」と書いてしまっているのです、そこに問題が出てきたわけで、先ほど、なるべく受注を抑え

るようにしたというような表現も御説明のときにあったかと思うのですね。この場合は、数量とか、何を注文するかによって金額は異なってくるわけですから、適切な予想された上限の価格は、実際の数量が出ないとわからないし、何を注文するかによってもわからないわけですね。だから、この書き方は、その意味ではちょっと不適切な、正確な書き方ではないという理解の方が正しいのか、それとも御質問の方が正しいのか、どちらですか。答えにくければ、別に答えていただかなくても大丈夫です。そういうふうになんか思ったものですから。

○山本調達 2 班長 一般的には、確かに品目と数量の変動があれば、当然、予定価格にも影響は及ぼしますので、そういった意味で 23 年度と 24 年度で品目あるいは予定数量等の変動が当然ありますので、予定価格を算定する際には考慮すべき要素にはなってくるというところは考えております。

○小林副主査 わかりました。

これは空自だけの問題ではないのですけれども、こういった購買をするときの国としての購買政策で、今、競り下げとかいろいろなことをやっていますね。そのときに、多分、これはアメリカとかだと、購買政策はすごく重要で、ボリュームが多ければ多いほど安くなるし、それから、支払期間が短ければ短くなるほど業者は払いやすくなるしというようなことを全部まとめてトータルに考えていると思うのですね。だから、国として政策的に先ほど加藤委員から最初に御質問がありましたけれども、支払要件が業者にとって非常に不利であるような案件は、こういう市場化を進めていっても、やはりコスト高になってしまうことは当たり前なので、これは、国として購買案件の場合には、いろいろな意味で考えていかなければいけないことだなと思いましたので、ちょっとこれは頭にとどめておいていただきたいと思います。

それから、もう一つは、これも国だから仕方がないけれども、国の手続が紙ベースでいろいろなことが行われている。それが決められていることなので、それも物事のスピーディさを阻害している要因になっている。e ガバメントを進めているのに、そういうところだけ紙が残ってしまっていて、いろいろな無駄といいますか、コストが発生しているというようなことになっていると思います。これは空自さんの問題だけではなく、購買案件について如実に出てくるころだと思っておりますので、これは事務局もちょっと頭にとどめていただいて、大きな問題だと認識していただきたいと思います。

時間になりましたので、この実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございませぬ。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、

適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただき、各委員にその結果を送付していただくようにしたいと思います。

また、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（防衛省退室、（独）国際協力機構入室）

○小林副主査 続きまして、「海外移住資料館の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国際協力機構中南米部小林部長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○小林部長 JICA 中南米部の小林でございます。

グローバル化、ボーダーレス化が叫ばれて久しい今日の世界でございますが、一方では我が国は、少子化・高齢化もございますとおり、他方でシュリンクしているような指摘もございます。3.11 東日本大震災でも、ややもすれば、更に、日本が内向きとなる懸念も示されましたが、世界中から支援の手が差し伸べられ、世界と連帯すること、つながり合うことの重要性が改めて認識されたかと思っております。かつて、遠く海を渡り活躍しておられます 300 万人とも言われる日系人の方々、日系社会の重要性、主に南北、アメリカ大陸と日本をつなぐこれらの同胞の過去と現在を知る上で、私ども横浜移住資料館は、国内随一の重要な施設であると認識しております。本委員会の御指導を得て、事業受託者のインセンティブも高めつつ、より多くの方々に資料館を利用していただけよう努めているところでございます。本日は、よろしくお願いいたします。

この事業の契約を担当しております、横浜国際センターの所長の吉浦からお話しさせていただきます。

○吉浦所長 吉浦でございます。

本日は、入札スケジュールについて、若干遅延することとなりましたので、その報告とお詫びを申し上げます。遅延によりまして、結果的には、現行事業者の契約を延長して、新たな事業者による事業開始を、平成 24 年 6 月 1 日からとしたいと考えております。このスケジュールの遅延につきましては、心よりお詫びを申し上げます。

遅延の背景ですが、独立行政法人の見直しの一環として、様々な検討や調整に係る作業が、ちょうど実施要項を作成すべき期間に集中いたしまして、その対応に追われたため、結果として遅れたという背景ですが、いずれにしましても、スケジュールの遅延について重ねてお詫びを申し上げます。今後、このような手続の遅延等が発生しないよう、組織として万全の措置を講じてまいる所存でございます。

それでは、内容については、担当の米林課長から説明をいたします。

○米林課長 それでは、今回の入札要項（案）について、主な変更点を中心に説明をさせていただきますと思います。

今回の変更は、前回の評価の際の委員会で、先生方からいただきました指摘を十分に反映させていただいたと考えております。何点かございまして、まず大きなところでは、前回の入札時よりも、入札要項そのものの構成、表現、等を大幅に変えました。これによって、業者の方ではわかりやすく、かつ、何をしなければいけないのかという点が明確になったと考えております。これは具体的にどこということではなく、要項全般にわたって反映をさせていただいておりますので、御確認をいただければと思います。

それから、もう一つ、要項内の多くの箇所、「公共サービス改革基本法に基づく市場化テストである」という点を表現として明確に加えました。これは、応札をしてくる民間業者にとって、本件が市場化テストに基づく案件であり創意工夫が必要である、逆に言えば、創意工夫によってインセンティブが受けられることがあるということで、より、この入札の目的を理解していただくような形にしております。

それから、もう一つ、全体的なところでは、一般的な契約の条項として、できるだけ条件等について明確にしました。例えば、情報セキュリティの観点、コンプライアンスの観点、ISOとかプライバシーマーク等を、今の入札等では当然組み込まれている形になっておりますが、前回の入札時にはその辺が明確になっていなかったことがございましたので、今回は、そういったところが条件になりますし、かつ、評点に反映をしたというところがございます。

以上が、入札要項全体にわたって、前回から変更した点になります。具体的などころでは、大きなところから説明を申し上げます。

まず、インセンティブの内容を変更いたしました。以前は、3つ掲げた評価指標をすべて達成し、かつ、入館者数が1割を超えた場合には1%としていたのですけれども、前回の評価のコメントを踏まえて、前回と同じ条件に加え、教育プログラム、ホームページアクセス数も超えた場合には、それぞれ1%、最大で3%のインセンティブが支払われるという形にしております。その一方で、インセンティブは要らないけれども、普通にやっていたら、かつ、評価基準達成しなくても同じ契約金額がもらえるということでは困りますので、今回は、ディスインセンティブについても追加をさせていただきました。それが大きな変更の1点目になります。

それから、2点目の大きな変更としては、入札の際の技術評価方法の変更をしております。前回と比較し、より創意工夫をしてきた内容に対して配点を高めるという工夫をしております。具体的に申しますと、前は、業者から、要はこういう内容でやりたいという創意工夫に対しては最大でも30点のみでございました。今回は、40点以上の配点をしております。

それから、もう一つ大きな点で言いますと、前は、必須項目を、組織としての財務体制等の組織力のみ設定していたのですが、今回は、具体的な提案を行うことそのものについても必須項目とさせていただきます。したがって、前回、評価時のコメントを受けまして、より、提案、特別展示等の内容に対して配点を高めたということで、反映をさせていただいております。

一方で、それを達成するためにはどうしたらいいのかということで、資料館業務においては、特

別展示をやることになっておりまして。特別展示の回数を義務化いたしました。前回では、特別展示は3回、今回は3回以上実施という表現にしております。

それから、もう一点、前回の入札では入っていなかったイベントの実施を追加し、かつ義務化をいたしました。ここが、民間業者の創意工夫が生きてくる点でございますので、ここを義務化するとともに、提案内容については高い配点を与えたということにしております。

それから、内容でもう一点大きなところでは、海外移住資料館の背景について、より詳しく説明を随所に加えております。これによって、応札をしてくる業者が、何が適切な提案なのかということが理解しやすいような内容にしました。一方で、並行して、資料館の背景を踏まえた業務姿勢、あるいは、教育プログラムの内容について、業者がより工夫を行うように配点も高くしております。

それから、いろいろな事業をやるに当たってアンケートをとるとというのが前回の内容だったのですが、今回は、アンケートをとるだけでなく、アンケートの内容を工夫する。それから、とったアンケートの内容を分析するという範囲までを業務内容に加えております。したがって、その分析した結果をもとに、よりよい展示内容を次回のものに反映していくというような形で変更しております。

大きな変更点は以上になります。では、よろしく願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○加藤専門委員 実施要項（案）の20ページの一番下の⑥番の業務の並行期間と呼ばれているところです。この点についての質問です。特にインセンティブの計算等の実績の把握の仕方で、2か月間行う事業者の実績を、併せ技で最終的に評価しようということだと思いますが、この点で何か釈然としないものが残りました。違う事業者の場合には、年度で言うと10か月間行う、その実績と違う事業者の実績が合わさってしまって矛盾があるのではないかなという感じがするのですが、その点、こういうふうにしよとかいろいろ検討されたと思うのですが、その検討の経緯やお考え、それを確認させてください。

○米林課長 この点については、我々も様々なオプションを考たうえでの結論となっています。先行業者の実績をそのまま後発業者が受け取るか、あるいは、この年度のみ10か月分で評価をする。当然、指標も12分の10で評価するという、オプション2つが、大きなところでは考えられます。

一方で、具体的なデータを申し上げますと、実は、4月、5月の入館者数が、平均して毎年必ず多いという具体的データがございます。したがって、次回業者にとっては、有利なデータをもたらした方が、評価指標の達成には極めて有利になるということになります。例えばですけれども、現行契約で、平成22年度で言えば、4月、5月は、2,000人から3,500人入っています。一方で、年度後半、1月、2月になりますと、1,800~2,000人と、毎年大体こういう傾向が続いている。これはデータの上でも明らかになっており客観的事実となります。したがって、4月、5月が、平均で割ったときよりも毎年必ず上の数値を行くものですから、次の業者にとっては、それを受け取った方が有利になるということになります。一方で、では、現行業者が怠けたらどうなるかとい

う点はございますが、実は、現行業者が、次回の入札も、もし関心があるのであれば、当然、自分たちの評価にかかってくることでございますので、4月、5月を不利な数字に意図的にすれば、自分たちが実施者に選定された場合に損になることとなりますし、かつ、4月、5月がなぜ多いかというと、1月、2月に、学校等から多くの教育プログラムの申込があります。すなわち、学期の初めに社会科見学といったときに、学校側で4月、5月がやりやすい時期というのもございます、実は、もう2月、3月の辺りで予約を受け付けて、それが4月、5月の入館者数に反映されているという観点からすれば、現行業者が仮に次回も受けようと思えば、2月、3月の予約等を意図的に怠けると、かえって自分のところにしっぺ返しがかかることとなりますので、そこも踏まえて、このような形にさせていただきました。

○加藤専門委員 今の点で、例えば、すべて2年間の過去の実績の平均値をとるとか、より高い方をとるとか、そういったことも理屈の上では考えられるわけですね。そういったことも御検討をなされたかという点と、突発事故等が起きて、極端に4月、5月の実績が平年よりも下回ってしまったという場合なども考慮して、過去の実績ということですが、以上2点についてお答えください。

○米林課長 過去の実績は、具体的なデータがございますので、すべて平均値より高まっているのが大半。ただ一方で、例えば今年ですけれども、東日本大震災がございましたので、実は、4月、5月は臨時閉館等の影響により極めて低い数字になっているという状況でございます。平均値を超えるかどうかということになりますと、そういったところで、必ずしも過去すべてかということ、そこも平均値を下回る年もございますので、万が一平均値よりも著しく低い場合には、要項の契約関連条項にも書いてございますが、それは、事業者の責によらない部分でございますので、その場合には、その内容、原因に応じて我々として措置を講じることになろうかと思えます。ただし、平均値をどれぐらい下回ったら契約関連条項が適用されるのかという観点で、例えば1人少なかったらどうするのかという議論にもなれば判断が困難となりかねませんので、具体的な数値はあえて排除をさせていただきました。

以上でございます。

○加藤専門委員 ひととおりの検討をなされて、その結果、こういう方法を選択するのが一番よいと判断したということですね。

○米林課長 はい。

○加藤専門委員 わかりました。

○米林課長 繰り返しになりますが、著しく低い場合には、今年が本当に顕著な例でございますが、原因は別として、また同じようなことがあれば、勿論、これは契約関連条項に明確にうたっておりますので、検討をすることになります。

○逢見副主査 今回の変更点では、特に入館者を増やすための提案等への配点を増やしたことと、それから、インセンティブを更によりモチベーションが向上できるようにしたということで、これについては、これまでの委員会での事業の評価を踏まえて、ただ単に展示物を並べるだけではなく、海外移住への知識の普及が大きな役割としてあるわけですから、そういった意味で事業者の創意工

夫を生かしていくという点では、変更した点はよかったのではないかと思います。

それから、パブリックコメントで、臨時閉館、開館時間の短縮の場合に、原則として、目標値の調整を行わないということですが、震災等で節電を求められて、今年はどうなるかわかりませんが、そういう開館時間短縮等が行われることもあり得るわけですね。その場合、「原則として」と言う場合に、どこまで調整は行わないのか。あるいは、どこから先になると、「要調整」となるのかという考え方があれば、よろしくをお願いします。

○米林課長 かしこまりました。

ここも、まさに内部で十分検討した結果の上での回答になっておりまして、海外移住資料館がみなとみらい地区という観光地域にありまして、周辺でいろいろなイベントがございます。例えば、この間、「横浜国際女子マラソン」がありましたが、周辺が全部道路封鎖になったりしますし、あるいは、デモ行為があれば、そこもいろいろな制限がかかる。そういった場合に、時折、1日閉めたり、2日閉めたりということは、通常時でもよくあることとございます。ただ、年間を通して、このような閉館日や開館時間短縮のトータルが1か月になるかということは、全くそういうことではございませんので、そうしますと、その具体的な日数で、1日なら反映し、2日なら反映しないといった議論になり、その数値を明確に設定することが非常に難しいと判断をしまして、そういった閉館等の合計期間が一般的に見て短ければ、原則として調整は行わない。例えば、今年のように、3月、4月は閉館いたしました。それから、3月から9月まで、電気事業法に基づき、我々はそれに基づいて法的に節電を行うという立場にございましたので、節電をするために開館時間の短縮もいたしました。こういった場合には、だれが見ても明らかに入館者数に影響を及ぼしていますし、それは過年度の平均値と比較してみれば明らかになる数字でございますので、こういった場合には、これも先ほどと同じ説明になりますが、契約関連の条項に基づきまして、「事業者の責によらない範囲」と我々の方で判断をし、調整の検討にしろかと思えます。ですが、1週間なら、3日ならということになりますと、そこを当初の条件で設定するのが、客観的なデータを構築するのはなかなか困難ということで、「原則として」ということにさせていただきました。

以上でございます。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 今回の点に関してお伺いすると、事業者の責めによらない場合の臨時閉館は、通常でも起こり得るということですね。だから、実績の数字のベースは、そういった責めによらない臨時閉館も織り込んだ上での数字だと思うのです。でも、この間すごい震災が起こってしまって、それはもうどうしようもないことで、非常に大きなダメージをいろいろなところで受けているわけなので、それが多分パブリックコメントをした側では、予想としてあると思うのですね。そうすると、何か起こってしまったときに、それを自分たちの目標管理の中に影響を及ぼされると困るというような、多分、質問した側としてはそういうニュアンスだと思うのです。だから、「原則として、目標値の調整を行わない」と書いてしまうと、そこでピシャッと戸を閉めてしまったみたいな感じになるので、通常でも、今までの実績の中で、年間何日間ぐらい、先ほどのマラソンとかデモとかというようなことで、何日間かの臨時閉館はありますと、そういうものを織り込んだ上での目標値の

設定なので、原則としては行いませんというような御説明を入れていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

○米林課長 わかりました。そういう表現であれば、我々何ら異論はございませんので、そのとおりとさせていただきます。回答案の中で、「ただし」と記載してある文章で、一応担保はしておりますので、これによって、この質問をしてきた業者については、特に何が何でも変わらないというふうには理解は必ずしないと思いますので。

○小林副主査 それはわかるのですが、その方が応札業者に優しいと思いますので、そうしていただいた方がいいと思います。

○米林課長 かしこまりました。

○小林副主査 ちょっと細かいのですが、先ほどの加藤専門委員の御指摘とも関係して、20ページ一番下の実績は、結局、1-6の(2)の①、②、③の実績を指している。だから、アクセス数が何件だったとか、来館者が何人だったとか、教育プログラムの参加人数が何人だったかということの指しているという理解でいいですか。そうではなく、もうちょっと広いのでしょうか。

○米林課長 もう一度お願いいたします。申し訳ございません。

○小林副主査 20ページ一番下の前の事業者の実績を引き継ぐといったときの実績は、何をあらわしているかということ、それは、1-6の(2)の①、②、③。来館者とか、プログラム参加者人数とか、ホームページのアクセス数。

○米林課長 おっしゃるとおりです。要は、インセンティブに影響する実績値になります。

○小林副主査 これだと、実績が何を意味しているのかというのがはっきりわからなくて、例えば業務を求めている、4回以上特別企画展をやらなければいけませんよとか何かいろいろな業務の実績とかというようなことも含んだ意味で、これは私の勝手な誤解かもしれませんが、「実績」という言葉がちょっとあいまいだったのではないかと思うのですが、どうですか。

○米林課長 わかりました。では、ここは明確に表現をいたします。

○小林副主査 それだったら、特段問題はないのでしょうか。

○加藤専門委員 そう思います。

○米林課長 その文章案は改めて考えますけれども、要は、インセンティブに影響するところの実績値については引き継ぐという形で、わかりやすいような表現とさせていただきます。

○小林副主査 はい。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤専門委員 実施要項(案)の20ページの②です。機構側の事情でイベントの開催日数が増えたり減ったりした場合の取扱いが書かれていまして、機構側の事情で実施回数が増えた場合は、その増加費用は機構で負担します。そちらの方はわかりやすい道理ですが、先ほどのパブリックコメントで、不可抗力を想定して目標値の調整はあるのですかという質問ともちょっと通ずるところがあるので、機構側の事情で実施回数が減った場合、契約金額から実施回数が減った分に応じて引き下ろすと書かれていて、これはそういう整理だということで、一つの割り切りでお出しになったと思います。それを前提に民間側も金額をつくってあげれば話だとは思いますが、

も、機構側の事情で増えた場合、減った場合、両方ともそういう整理になってしまっているものですから。しかも、パブリックコメントはなかったもので、私から御質問を申し上げるのも変かもしれませんが、不可抗力で実施回数が減った場合に、契約金額が減ってしまうという、この契約金額の内訳書が何なのかなと思って、この実施要項（案）をずっと読んでいくと、26 ページに、4-2-3 の入札金額積算に当たっての注意事項の中に、その内訳書に関する記述が若干出てくるのですね。その中に、1 回ごとの実施費用の中に、管理費を含めた人件費・物件費について提示しろと書いてあって、要は、減額される金額の中に固定費が入ってしまっていると思います。内訳書の様式を拝見してないので、どんなものを想定していいかわからないのですけれども、実施しようがしまいがかかってしまうような固定的な経費についても、この事業における対価の支払ですから、多分、想定する開催回数があって、それで割って、1 回当たりの実施費用の中に入れてきてくださいというたてつけだとは思いますが、そういう意味では、機構側の事情でやりませんと言われた場合も、民間事業者としては、回収できない固定費が出てくるというたてつけになっているので、不可抗力の場合などはどうするか。そこで御回答をいただいた方がいいのかなというのが一つの感想です。

それから、26 ページで、入札金額の内訳書の提出が落札者のみ、要するに、落札者決定後に、入札金額の内訳書を出せばいいという記述ですか。札入れするときに、同時に、入札金額内訳書を入れさせない理由は何なのかというのもちょっとお聞きしたい。逆に、自分が落札者に決まった後に、1 回当たりの実施費用の内訳の記載に関して、その減額規程との関係で操作する余地が出てきてしまわないのかなと。その操作の可能性がないということであれば、もともと落札者にのみ入札会後に提出させると書いてあるのです。要するに、札を開けて、評価して、落札者以外の人も、当然、応募の金額をつくる際にはこういう内訳を積算するわけですから、多分、落札者以外の落選者も札入れするときに、提案書と一緒に内訳書を出させるという御整理もあるのかなと思ったのですが、なぜに、落札者にだけ内訳書を出せるという御整理だったのか、ちょっとそこを確認させてください。

○米林課長 まず、実施回数が減った場合、これは機構の都合だと表現したのは、まさに御指摘のとおり、不可抗力によるものは除外いたします。当然、不可抗力によるものであれば、それは減ったと言っても、それは民間事業者の責によりませんので、そこは減額対象とするかどうかは、今「しません」と明確に断言するわけにはいきませんが、契約書（案）に書いてありますとおり、協議の上で決定をすることとします。

ただ一方で、いろいろな都合で、明らかに不可抗力でない場合があった場合に、我々は、税金でやっている中で、やってない事業にまでお金を払うのかということになりますので、言ってみれば、その出来高に対しての支払を行うという考え方に基づいて、機構の都合によりやらない場合は、その分は支払わない。その考え方については、その中止の仕方いかんにもよりますが、基本的には、おっしゃったとおりのようなところが最大の減額分になろうかと思います。場合によっては、そのイベントにかかる例えば純粋な消耗品費のみということも想定されますが、そこはあくまでケース・バイ・ケースになります。

もう一つ、大きな質問のところ、入札をした際の内訳書ですけれども、一般的には、一般競争入札で、最初ボンと価格を入れていただいて、その一番安いところが落札者ではなくて、第1交渉権を得ると考えて、その内訳書を見て、明らかにこれは、価格は安いけれども、中身がおかしいとなれば、それは契約交渉の中で検討すべき事項になります。一方で落ちた人は、第1交渉権者がだめだったときに、繰り上がった際にそこを見せていただくというような考え方になろうかと思えます。

以上です。

○佐藤専門委員 後半部分の御説明ですけれども、これは入札ですか、公募プロポーザルですか。

○米林課長 入札になります。

○佐藤専門委員 入札では、私の理解しているのは、落札者と落選者がいるのみで、第1上位の優先交渉権者、その次の交渉権者はいないのではないかと理解していたのですが、それは違うのですか。

○米林課長 済みません。表現の仕方がまずかったかもしれないのですが、落札をした者と当然契約交渉を行う中で、そのときの内訳書を、質問の御趣旨は、2位の方でも我々の方で見ることになりますか。質問の意図を私間違えて理解したかもしれません。

○佐藤専門委員 要は、落札した人の金額の内訳が妥当かどうかだけチェックすればいいから、落札者のみに出させるという御説明と何えばよろしいのですか。

○米林課長 そういうことでございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○米林課長 そういう意味では、おっしゃるとおりで、当然価格ありきですので、価格が合わなかった業者の内容を見るということは、要は、契約の可能性もないのに、その業者のノウハウを勝手に見ることにになりますので、そこはお返しすることになると思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、実施要項（案）の審議をこれまでとさせていただきますと思います。

先ほどの20ページの実績のところの表現ぶり、それから、パブコメの回答の表現ぶりは、事務局と機構でちょっと御相談していただけますか。

それ以外に、何か事務局からございますか。

○事務局 ございません。

○小林副主査 それでは、今の2か所の表現ぶりをちょっと検討していただきまして、それを事務局でまとめたものを委員に送付していただければよろしいですか。

○事務局 はい。

○小林副主査 それでは、それを確認した上で、本実施要項（案）については、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。先ほどの確認事項も、委員の先生方に確認させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

独立行政法人国際協力機構におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。